

開業支援助成金制度創設の御案内について

黄葉の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度鳥取県本部が創設いたしました開業支援助成金制度（平成31年3月31日まで）創設の御案内をさせていただきたいと思っております。

この制度は、平成30年度に新規に宅地建物取引業を開業される法人又は個人の開業を支援することを目的に鳥取県本部が創設したもので、当協会に御加入いただいた場合に、
（主たる事務所のみ）支給するものです。開業に当たっての費用の一部にお役立ていただきたいと思います。

また、鳥取県本部では、全国組織としてのメリットを活かして、法定講習を始めとする各種研修やインターネットを活用した各種支援サービスをこれまで以上に拡充するなど、会員の皆様への支援を更に充実することを計画しておりますので、是非とも当協会への加入を御検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、開業に当たってのお手続きの流れ、ノウハウ等につきまして、鳥取県本部役員が御説明いたしますので、御連絡いただけましたら幸いです。

（連絡先）鳥取県本部事務局

電話 0857-29-5411